

保険業 ◆

保険事業は公益的側面を有する事業であることから、国家による監督規制を受ける保険業法では、保険事業は免許事業とされ、内国保険事業者は、一定規模の株式会社又は相互会社に制限されている。

保険業及び保険会社に対する監督規制に関する主要な法令は、保険業法、保険業法施行規則、保険業法施行令などがある。具体的は法令の運用に関しては、監督官庁である金融庁が作成した「保険会社向けの総合的な監督指針」が重要な役割を担っている。

保険業とは、①人の生死に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する生命保険業（[最判平成16年3月25日](#)）、②一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する損害保険業（[最判平成17年6月2日](#)、[最判平成18年3月28日](#)）、③その他の保険で、保険業法3条4項各号又は5項各号に掲げるものの引受けを行う事業を意味する（保険業法2条1項）。③は、いわゆる第三分野の保険といわれるものの引受けを行うものである。

保険会社は、生命保険事業と損害保険事業との兼業はみとめられておらず、③の第三分野の保険の引受けは、生命保険事業免許を有する会社又は損害保険事業免許を有する会社が、それぞれ単独で行うことが許されている。保険会社は子会社の設立し、親会社が行っていない生命保険事業又は損害保険事業の免許を取得させ、子会社を介して、親会社が行っていない保険事業を行うことが認められている。

保険業法は保険会社の設立・運営等の組織自体に関する監督規制のみならず、保険募集に関する監督規制について規定を置いている。銀行等の金融機関による保険の販売に関しては、保険業法による規制を受けることになる。

金融商品取引法の成立に伴い、保険業法の改正がなされている。すなわち、保険業法300条の2は、「金利、通貨の価格、金融商品取引法2条14項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動による損失が生じるおそれがある保険契約として内閣府令で定めるもの」は、「特定保険契約」と定義付けをする。この特定保険契約には、変額生命保険・変額年金保険、外貨建保険が含まれる。この特定保険契約は運用状況や為替変動により解約払戻金、満期保険金、年金原資が大きく変動する可能性があることから市場リスクがあり、投資性が強いものと考えられ、保険業法300条の2により、金融商品取引法の販売・勧誘規則を準用することによって、顧客の保護がなされている。